時事新報定價

時事新報へ一年三百六十五日一日モ休刊セス其代價郵送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ郵送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上	六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢		十錢五厘

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報

日本工業の危急

東洋僻隅の日本國も今や開國外交して文明諸國に仲間入りしたる以上は最早文明海中の一國にして此海中の波瀾に就ては萬端影響を受けざるを得ず例へば北米合衆國にて彼の銀貨案を實行したるが如き數千里外の外國に起りたる事柄なれども米國の如き大國が其經濟上に大變動を起せば我れ亦非常の影響を蒙り日本の商工業上に困難を感ずるなど一方ならず滅に不時の災厄なれども同じ文明海中の鯨の躍るあれば鯱の迷惑すると一般、是れ亦是非もなき次第なりと云へ可し左れば文明海中に在りて其波瀾の激甚に應じ首尾よく之を潛り抜けて國に損害なからしめんとせば世界經濟上の現象を察して事前に後日の大計を定め時來りて徒に狼狽せざるの注意あらんなどと何事に附けても必要ある可しと雖も今日燃眉の急として殊に注意す可きものは世界金銀價の大變動を始め其他各種の事情の爲めに我日本國の工業上に危急存亡の大難を來す可しとの恐れあるなり即ち是れなり抑も我工業の起りたるは明治十九年頃一時不景氣の反動にて金融緩慢利子下落の外觀を呈したる折柄その低利の金を使用せんとして人心之れに傾きたるの結果にして其極點に至りては見込もなき工業にても爰に會社を組織すれば其會社の株券は拂込價格に幾倍して之れが株主たる者は方外の奇利を得たるを以て株券熱は次第に騰り會社は益々增加したりしが扨て此會社に用ふる器械は紡績、製紙、鑛業、鐵道等を始め總て歐米より買入れざるを得ず即ち人を彼の國に出して前後買入れ來りし者は其數固より莫大なれども當時銀價は下落の極端、倫敦癸着三シルリング前後なれば仕入高端不慣れの爲め徒に口錢等を取られて割合に高直の者を買ひたる上に爾來銀價は騰貴して之を前年に比較すれば殆んど二三割方の相違を生じたるが故に今日七八十萬圓を以て買入る可き器械類を百萬圓左右にて買入れたるの袋と爲り會に器械類のみならず此器械仕入れの爲め歐米諸國に派遣したる技師、通辨、役員等が旅行雜費として使用したる者も亦決して少小あらず兎に角に全體上に於て非常の大金を費したる會社が漸く事業を開かんとする今日、恰も銀價の騰貴に逢へて其製造物品は之を金貨に換算して非常に高直の者と爲り西洋金貨國の物品は日本の如き銀貨國に入りて其價割合に慮に我諸會社の物品は外國輸入品の大敵に對して貿易に競爭す可らざるの勢を呈し今年一月以來今日に至るまで輸入の輸出に超過するなど殆んど二千萬圓よ進し其中凡そ一千萬圓は正銀にて既に海外に出でたりと云へ勿論此超過額は本年前半季に於て南京米の大輸入あり然るに生絲貿易は銀價騰高下の影響にて充分の手合を得ると能はず現に横濱生絲の在荷は已に二萬五千梱に達して尚ほ容易に動かざる等の事情あるが爲めおれども其米と云ひ生絲と云へに限らず凡そ何等の物品にても兎に角に出るものは出難くして入る者の甚だ入り易きは掩へ可らざるの事實にして此變動に續生する工業社會の困難は固より容易の事に非ず斯くて工業の衰退に任じて徒に之を傍觀せば今日まで注入した る幾千萬圓の資本金も何時の間にか消盡し去り無數の會社も一ツ潰れ二ツ潰れ所謂工業恐慌を生じて玉石俱焚、全體の基倒しの勢を呈するの恐なきを得ず畢竟金銀價の變動に原因する者にして日本が銀貨國たる以上は彼の西洋金貨國に對して其爲換相場上に問斷なく一上一下を生じ其都度彼我の貿易に損益浮沈を免れざるは勢の自然なるが故に今後米國銀貨案が成敗何れとかに一定する迄は殊更變を感せざるを得ず左れば近來經濟上に一種新奇の說を出して永く此不便利を救濟せんとする者あり今其說を聞くに近時金銀價の變動に因り我外國貿易上に言へ可らざるの困難を蒙りたれども根本より之を斷絕せんと欲せば今日金貨の下落したるを幸ひ我日本國をして直に金貨國と變せしめざる可らず即ち日本銀行にて紙幣兌換準備金として庫中に貯へる所の銀を悉く金に變換して同時に一片の布告を出し日本政府は今後金貨を以て兌換銀券に引換へ可し云々と令すれば爰に我日本國をして金貨國たらしむ可き筈にして現に彼の準備金を凡そ四千萬圓と見積り其中二千萬圓ばかりは已に金塊なりと云へば唯あの上は他の半分の銀塊を金貨に變ずる迄にして足れり即ち正金銀行にて外國爲換を取り集め倫敦若くは紐育にて金を受取りたる僅に之を日本に廻送すれば二千萬圓位の金を得るは決して六箇敷き事に非ず既に金貨國と爲りて西洋諸國と同樣に金を通用すれば其爲換相場上に金銀價變動の危險を絕ち出入爲換の多少に由り時々小浮沈を生ずるに止まり雙方の商賣取引に萬端好都合なる可しと云へり此說少しく策士流の氣臭なきに非ざれ共今日我經濟貿易上の安固を謀るには實際あの策を採用せざる可らざる敵印度支那を始として東洋諸國は何れも銀貨國なるに日本が同じ東洋中にて今より獨り金貨國と爲りて永く不都合なかる可き歟我貨幣政策上に百年の大計を按ずる者は此邊の利害得失に就き充分研究を凝すと固より大切ならんと雖ども斯かる巨大なる問題は一朝一夕にして定む可きよ非ず左れば今日工業の危急、目前直接に差迫りて其救濟策を講せんとするには事態の餘り大ならずして人の稟發如何に因り至急實施す可き題目を先にし前後緩急を辨ずると最も必要ならんなれば我輩は更に一歩を進めて退々此等の題目に論及せんと欲するなり

官報

官報

陸外交官及領事官官制ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十三年十月廿一日

内閣總理大臣伯爵山縣有朋

外務大臣子爵青木周蔵

勅令第二百五十七號

外交官及領事官官制

第一條　外交官ノ制ヲ定ムルコト左ノ如シ

特命全權公使　動任

辯理公使　動任二等親任一等

代理公使　奏任一等二等

及使館參事官　奏任一等二等

公使館書記官　奏任二等三等四等

交際官試補　奏任五等六等

第二條　特命全權公使ハ親任官中ヨリ之ヲ選ブ

公使ヲ置カサルノ地ニ於テハ領事官ヲシテ外交事務官ヲ兼ネシムルコトヲ得

外交事務官ハ奏任トス

第三條　領事官ノ制ヲ定ムルコト左ノ如シ

總領事　奏任一等二等

領事　奏任二等三等四等

副領事　奏任五等六等

第四條　無任所外交官及無任所領事官ヲ以テ外務省ノ事務ニ從事セシムルコトヲ得

第五條　領事ヲ置カサルノ地ニ於テハ便宜貿易事務官ヲ置クコトヲ得

貿易事務官ハ奏任二等以下トス

第六條　領事又ハ貿易事務官ヲ置カサル地ニ於テハ便宜名譽領事又ハ領事代理ヲ置クコトヲ得

第七條　公使館及領事館ニ書記生ヲ置ク

第八條　書記生ハ判任トス

第九條　外務大臣必要ト認ムルトキハ公使館及領事館ニ別俸員ヲ置クコトヲ得

第十條　無任所外交官及無任所領事官ハ並セテ二十名ヲ超過スルコトヲ得ス

第十一條　明治十九年三月勅令第五號交際官及領事官制ハ之ヲ廢ス

閣令第二百五十八號

勅令第二百五十八號ノ外國旅費規則ニ左ノ如ク追加ス

第十二條　外國旅行中遇官ノ者ハ其地ヨリ本邦出發地マテ舊官相當ノ旅費ヲ支給ス但自己ノ便宜又ハ刑事裁判ニ由リ退官ノ者ハ此限ニアラス

外國旅行中死亡ノ者ハ其地ヨリ本邦出發港マテ舊官相當ヲ以テ第二號表汽車料、船舶料ノ一割增ヲ支給シ第二號表ノ旅費ハ支給セス

第十三條　外國旅行中遇官ノ者ハ其地ヨリ本邦出發地マテ舊官相當ノ旅費ヲ支給ス但自己ノ便宜又ハ刑事裁判ニ由リ退官ノ者ハ此限ニアラス

外國旅行中死亡ノ者ハ其地ヨリ本邦出發港マテ舊官相當ヲ以テ第二號表汽車料、船舶料ノ一割增ヲ支給シ第二號表ノ旅費ハ支給セス

第十四條　在外各國在勤中死亡ノ者モ前項ニ準ス

勅令第二百五十九號

閣令第二百五十九號

第十三條　外國旅行中遇官ノ者ハ其地ヨリ本邦出發地マテ舊官相當ノ旅費ヲ支給ス但自己ノ便宜又ハ刑事裁判ニ由リ退官ノ者ハ此限ニアラス

外國旅行中死亡ノ者ハ其地ヨリ本邦出發港マテ舊官相當ヲ以テ第二號表汽車料、船舶料ノ一割增ヲ支給シ第二號表ノ旅費ハ支給セス

御名御璽

明治二十三年十月二十一日　大藏大臣伯爵松方正義

勅令第二百五十八號

明治二十三年十月廿一日　大藏大臣伯爵松方正義

勅令第二百五十九號

明治二十三年十月廿一日　大藏大臣伯爵松方正義

雜報

○日本軍艦土耳其行記事

時事新報特派員　野田正太郎

十月十三日午前八時比叡號金剛號長崎に着し時事新報特派員も亦崎陽三日の客となれり東京の堀越善重郎氏は商業視察の爲め當地より比叡に乘組みたり同十六日午後四時兩艦纜を解て香港に向ふ、航程凡そ二萬海里日本軍艦土耳其行紀事は當に是より脈會なる可し

長崎の繁華

僅々三日間の見聞未だ長崎を知るに足らずと雖も海上八百里を夢と過ぎて江戸の人忽ち長崎の人となる又多少の感なきに非ず長崎一名を瓊浦と云ひ又鶴の港と云ふ西南海に面して別に一天地を開き大船巨舶出入絕間なく支那朝鮮呼べば應へんと欲す日本の極西、形勝の良港にして貿易の大業を抱き富國の商略を藏んする者は瓊浦々頭風色佳なる所に坐して其雄圖を遂ふするを得可し屈竟の要地なれども長崎の人多くは元德以來日本貿易獨占の果報に甘んじ舅入チャン〳〵の餘慶に浴し終年無恙なりし氣樂に馴れ寢て居て喰ふの安心を喜び此形勝の地に坐ありながら進んで取り敢て舊し船を支那海上に乘り廻して萬金を擲せんとする者甚稀なりと云ふ果して眞か此形勝の山水に向て吊せざを得ず三日間の長崎、眞に眼を過ぐるの雲烟にして未だ余の確信を僅はすに足らず聊か聞く所を記して人の注意を惹くのみ尙ほ當地重もなる商品は骨董、煙草、唐物雜貨、製茶、海產物等なりと

比叡金剛兩艦の親睦會

印度洋上天日燦くが如きの日火の中にも行かざる可らず亞剌比亞の海風雨急に至るの夜水の中にも潛らざる可らず先づ長崎に於て一大白を舉げて前途の好運を祈り且勇を鼓す可し

當地一流の割烹店釣提灯は優に乘れり此行我天皇陛下人の慈愛義俠を世飲めや飲めとさしる頃比叡艦長田中演說して曰く此行に傳ふるものにし此に會して先づ前の健全を祈り尙士して尙交誼を修め士官アリ　イフ　ユ天皇陛下の恩旨を同胞に告げ之を新其政府が感謝の勤んみとを祈ると述して湧き美辭翩々るの趣向あり特に へて其興を添へし 辭へるもの〳〵如し いて起り日本の軍 いよ〳〵快此壯快

土耳其交

コンスタンチノープル君士但丁堡上陸早 ホンヤーに依賴し 新報社に托して至 の名札なれば其割

نموده انندی

بهی شمو فرنته سنك بحری

日本に別 比叡金剛兩艦此度 に傳へんが爲め 國に護送せんが爲 發表せんが爲め 海の紀事を新聞紙 たるもの日本國中 振員の奇觀る重し 千三百圓を送り 十三年十月十六日 て九萬の鵬程茫々 初めて日本國を出 は香港より)

○横濱區會　は 會する筈なりと